

修正案第 1 号

平成 2 5 年 1 2 月 1 8 日

生駒市議会議長

中 谷 尚 敬 様

発議者 浜田佳資

賛成者 上原しのぶ

〃 竹内ひろみ

議員提出議案第 1 0 号生駒市立病院の指定管理者を再公募すること  
を求める決議についてに対する修正の動議について

このことについて、生駒市議会会議規則第 1 6 条の規定により、別紙のとおり  
案文を添え修正案を提出いたします。

(別紙)

議員提出議案第10号生駒市立病院の指定管理者を再公募すること  
を求める決議に対する修正案

議員提出議案第10号生駒市立病院の指定管理者を再公募することを求める決議の全部を次のとおり修正する。

医療法人徳洲会の生駒市立病院の指定管理者としての適正性を再調査することを求める決議

本年9月17日、東京地検特捜部は徳洲会グループの組織的な公職選挙法違反に係る家宅捜査を開始した。

11月12日には公職選挙法違反容疑で、徳洲会グループの幹部6人が逮捕され、また徳田虎雄前理事長にあっては、病気療養中につき逮捕は見送られたものの、容疑者として在宅での取調べが継続されている。

さらに、在宅を含む8人の起訴、公職選挙法違反容疑を認める発言など、徳洲会グループを巡る問題がますます拡大し、深刻化する中で、生駒市の病院事業にいかなる影響が及んでくるのかという不安が増してきている。

組織ぐるみの違法行為により指定管理者の幹部役員が逮捕・起訴され、「生駒市立病院の管理運営に関する基本協定書」締結当時の理事長が在宅で取り調べられているという現在の状況は、著しく市民の信頼を損なうものであり、法令遵守を旨とする生駒市にとっては大きな問題である。

当該協定書第38条第1項第4号には、指定管理者が「著しく市民の信頼を損なう行為を行うなど、指定管理者としての適正を欠くと甲が認めたとき」には指定を取り消すことができると規定されている。この「著しく市民の信頼を損なう行為」が病院運営・医療行為に限定されるとする見解もあるが、今回の公職選挙

法違反が組織ぐるみで行われていることから、病院運営と無関係とも言い難く、本条項に該当し、指定を取り消すことができるとも言い得る。

このことから、医療法人徳洲会が市立病院の指定管理者としてふさわしいかどうかについて疑義が生じていることは事実であり、このような点を明確にすることが必要であると考えため、医療法人徳洲会の市立病院指定管理者としての適正性に関する調査を改めて行うことを生駒市に対して強く求める。

以上、決議する。

平成25年12月20日

生 駒 市 議 会